INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.2 2002年12月17日

台湾特許法改正

出願公開制度並びに実体審査制度を導入した2001年10月24日付法改正に続き、今般、特許権取得の促進を図るため異議申立制度の廃止などを含む大幅な特許法改正草案計138条(98カ条修正、24カ条新設、及び32カ条削除)は、2002年12月16日に立法院(日本でいう「国会」に相当する。)での1回目の審議を通過し、今期中2回目の審議をもって立法化される予定です。

その主な改正点は下記のとおり、ご案内致します。

記

□ 改正の要点:

1. 特許(実用新案・意匠)の新規性、進歩性及び創作性の認定基準を修正する。
2. 出願日認定の要件から公費納付を除く。
3. 異議申立及び無効審判請求の事由を整合し、異議申立制度を廃止する。
4. 出願が特許付与決定後に3カ月間の異議申立期間を待たずに直ちに特許権を取得できるよう特許権付与時期を改める。
5. 権利侵害訴訟の早期解決を図るため、その訴訟に係わる無効審判請求に対する優先審査に係わる規定を新設する。
6. 審査効率化を図るため、実用新案出願については方式審査による登録制度を導入する。
7. 昨年度法改正による特許権の侵害に対する刑事罰の廃止に続き、今般、実用新案権及び意匠権の侵害に対する刑事罰を廃止する。

□ 備考:

過去、異議申立成立率が約40%占めていることから、大衆審査である異議申立制度は審査官による審査の不足を補う役割を果たしていたと考えられる。その廃止と同時に、現在における台湾知的財産局の審査官(内部審査官:現120名ほど、外部審査官:現700名ほど)による審査制度の健全化及び審査レベルの向上を図らなければならないと期待されている。

以上